

# 18世紀前半イギリス東インド会社における 海外商館への商品輸出に伴う会計処理

—Charges in India 勘定に関する検討—

杉田 武志

## 概要

イギリス東インド会社は世界最古の株式会社の一つともいえ、初期の株式会社会計の問題を検討する上でも重要な存在である。それにもかかわらず、同社の会計的側面は未だ解明されていない箇所が多い。そこで、本稿では先行研究でもほとんど着目されてこなかった、18世紀前半における同社の商品輸出に関する会計処理を考察する。同社は海外貿易を主な事業活動としていたこともあり、商品の輸出入に関する会計処理を考察することは、同社会計の仕組みを明らかにするうえで意義があると考えられる。

## The Accounting of British East India Company in the early 18th: Export of European Commodities and Treasure in Accounting Books

SUGITA, Takeshi

**Abstract:** The purpose of this study is to consider accounting about export of european commodities from London to the foreign factories (in India) by The British East India Company in the early 18th Century. The said Company, one of the oldest Joint Stock Companies in the world, introduced Double Entry Bookkeeping in August 1664. There are almost no preceding study on accounting procedure about export of goods of the said company in the 18th century. This paper aims to examine the accounting book (General Ledger, General Commerce Journal) of the British East India Company in the early 18th century which exists. In particular, this paper focuses on difference with accounting procedure in the second half in the 17th century and the early 18th century.

**Keywords:** United Company of Merchants of England trading into the East Indies, Bookkeeping, General Ledger, General Commerce Journal, Export Commodity, Charges in India Account, Profit and Loss Account, Double Entry Bookkeeping

## 第1節 はじめに

1600年に設立されたイギリス東インド会社<sup>1)</sup>（株式会社化は1662年）は、連合ネーデルラント東インド会社（Verenigde Nederlandse Oost-Indische Compagnie: VOC、通称オランダ東インド会社<sup>2)</sup>）に次いで世界で2番目に誕生した株式会社であり、世界最古の株式会社<sup>3)</sup>の一つともいえる<sup>4)</sup>。この会社は、設立からおよそ270年にもわたり、イギリスの東インド貿易をけん引し、胡椒やインド産の綿織物をヨーロッパに供給した。インドをはじめとするアジアとヨーロッパとを商業的に結びつけたのである。

さらに、東インド会社は、初期の株式会社の形態だけではなく、株式会社会計の萌芽的な存在ともいえるような様相も備えていた。1664年には本社へ複式簿記<sup>5)</sup>が導入され、そ

- 1) 大塚 [1969] でも指摘されたように、一般的にイギリス東インド会社とは、ロンドン東インド会社（Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies：1600-1709年）、同社に対抗して設立された新東インド会社（English Company trading into the East Indies：1698-1709年）と、それらが統合し、成立した合同東インド会社（United Company of Merchants of England trading into the East Indies：1709-1874年）をまとめた総称である。この三社は、オランダ東インド会社との比較などから、総称として呼ばれることが多い。詳しくは、大塚 [1969] 437-439頁等を参照されたい。東インド会社の概要等については、拙稿 [2013/2014a] でも述べている。
- 2) 設立時から、有限責任制を備えていたのは、1602年に設立された連合ネーデルラント東インド会社であり、同社が世界最古の株式会社である。
- 3) 株式会社の成立要件であるが、株式会社発生史に詳しい大塚 [1969] によると、「全社員の有限責任制、会社機関の存在、およびこの基本的特質に加えて、譲渡自由なる等額株式制、確定資本金制と永続性」の4つの要件を備えることが指摘されている。株式会社の成立の一指標である会社機関は、株式会社以外の合名会社および合資会社においても、一般的に備えられている。さらに譲渡自由なる等額株式制にしても、またその結果としての確定資本金制にしても、いずれも株式会社の萌芽形態ないしは「生成の状態において」であるとはいえ、合名会社および合資会社においても見出されるところである（大塚 [1969] 24頁）。

これらの指標は、「株式会社形態において、「全社員の有限責任制」の確立と関連しつつ、全面的に展開され、完成」（大塚 [1969] 24頁）されることになる。ゆえに、株式会社の成立における決定的な指標は全社員の有限責任制であるとしている（大塚 [1969] 24-25頁）。

- 4) 同社は、イギリス最古の株式会社であるが、設立当初は、古きギルド制に端を発する制規組合（regulated company）の形態が採られており、株式会社へと転換を図るのは、1662年に交付された「破産宣告者に関する布告の条例」によって全社員の有限責任制を備えたときであった（大塚 [1969] 503-504頁）。
- 5) なお、ここでいう複式簿記の定義は次の通りである。複式簿記では、一取引が貸借の二面的な記入、複式記入によって記帳が貫徹されることになる。そこでの計算機構における基本的要素は勘定であり、この勘定は「1つの閉ざされた有機的関連を持った体系的組織」から成る。具体的にいえば、勘定は実在勘定と名目勘定から構成され、この勘定間の相互関連、つまり実在勘定と名目勘定が統合することによって、体系的勘定組織が構成されることになる（小島 [1965] 30-31, 66頁）。

実際に1664年8月に本社に新たな簿記手続（＝複式簿記）が導入され、旧帳簿組織の記録を新たな帳簿組織に繰り越していく上での誤謬や転記漏れなどを反映させ、（現存する最古の）元帳Bの資本勘定の額と後続する元帳Cの資本勘定の額とのズレを修正することにより、元帳Bと元帳Cの資本勘定の対応が明確となった。ここに、元帳締切時における実在勘定と名目勘定との統合を機軸

の数か月後には財産有高の報告が出資者総会（＝株主総会）で実施されている<sup>6)</sup>。同時期には出資者に対して配当<sup>7)</sup>も実施され、本社における内部監査<sup>8)</sup>の仕組みも設けられていたのである。株式会社会計の生成という観点から、同社における会計の全体像を明らかにしていくことは会計史研究にとって重要な課題といえるのである。これまで同社の会計を検討した研究として、Yamey [1949/1977], Winjum [1970], Baladouni [1983/1986a/1986b/1990], 茂木 [1994], 鳥羽 [1995], Bryer [2000] などが挙げられるものの、未だ取り上げられていない史料や論点も残されている<sup>9)</sup>。

そこで、本稿では、17世紀後半を対象としていた拙稿 [2015] に引き続いて、先行研究でも検討されていなかった、18世紀前半期のイギリス東インド会社における商品の海外輸出に関する会計処理について考察を行う。特に、17世紀後半の会計処理と18世紀前半における会計処理の相違の考察が本稿の目的となる<sup>10)</sup>。

すでに、拙稿 [2015] では、17世紀後半の本社元帳等（1664-1713年）<sup>11)</sup>を取り上げ、各

---

とする一つの体系的な勘定組織が見られるのである。

その後の資本勘定であるが、本社の元帳D～元帳K（1671～1713年）の期間では、資本勘定が財産や債務の開始仕訳の相手科目として記入が行われていた。同勘定は、開始残高勘定と資本金（純財産）勘定を包摂したような性格を有している（個別に資本金や純財産を示す勘定は設けられていない）。それゆえ、資本勘定には、（各名目勘定残高が振り替えられた）損益勘定の残高が振り替えられることになる。資本勘定の残高は、商品勘定や人名勘定などの実在勘定の残高とともに、（閉鎖）残高勘定へと振り替えられ、元帳締切が完遂される。しかし、これら元帳の締切手続きに際して、資本勘定、損益勘定、元帳勘定に関しては仕訳帳への記入が網羅的に行われてはいるが、各勘定への記入や締切は一部省略されていた。

なお、本社に複式簿記が導入された目的は、主に本社会計帳簿において、国内の記録だけでなく、海外の各商館地の記録も含めた、膨大な商品の受払いを中心として、そこから生じる債権債務の発生と消滅、および私貿易による罰金の発生と徴収など、財産の一括的な記録管理を行うことであった（拙稿 [2012] 101頁）。

- 6) 1664年より7年ごとに（1664, 1671, 1678, 1685年）財産有高（＝資本評価：Valuation of the General Joint Stock）の報告が出資者総会で行われた。資本評価の作成には、必ずしも複式簿記に基づく元帳の勘定残高を誘導して資本評価を作成するという手続きがとられたわけではなく、基本的に国内の各商品担当者や商館地から送られてくる原始記録等に基づいて作成されていったことなどが考えられるのである（拙稿 [2014b] 63-64頁）。
- 7) 17世紀中葉頃においては、元帳で算出された利益と配当との結びつきが一切見られなかったことを指摘しておく。当時のように東インド会社が香料貿易を独占している状況においては、東方からの船隊がロンドンへと無事に帰着することが、収益性の高い経営活動を支えていた。つまり、無事に船舶が到着することが、会社にとって、利益の獲得を認識できる時点であり、配当宣言の1つの要因となっていたと考えられる（Winjum [1970] pp.348-350）。
- 8) 17世紀の監査の仕組みについては、Baladouni [1983/1986a], 鳥羽 [1995], 拙稿 [2009/2013] などを参照されたい。
- 9) 詳しくは、拙稿 [2013/2014a] などを参照されたい。
- 10) 拙稿 [2015] では、17世紀ロンドン東インド会社（1600-1709年）の本社会計帳簿（1664-1713年）を対象として分析を行った。
- 11) 17世紀イギリスにおける暦はユリウス暦が用いられており、年初めは3月25日となる。

輸出商品勘定から航海勘定へ振替えられる際に主に利益が上乘せされ、その結果、各勘定の締切時における貸借差額が損益勘定へと振替えられていたことを指摘した<sup>12)</sup>。ただし、ここで対象とする18世紀前半の仕訳帳、元帳などの会計帳簿<sup>13)</sup>を確認する限りでは、必ずしも同様の処理が行われていないことがわかる。輸出商品勘定における勘定締切時の貸借差額を損益勘定<sup>14)</sup>へと振替える記入を行うのではなく、Charges in India 勘定へ振替える記入を行うようになっている。これは何を意味していたのであろうか。このことを検討するため、本稿では18世紀の合同東インド会社本社の元帳、仕訳帳等（1709-1756年）を対象として考察を進めていく。

本稿の構成であるが、次節では、18世紀の合同東インド会社について取り上げる上で、その前提となる17世紀後半期の東インド会社の複雑な会社形態や貿易の構造などを取り上げる。これは18世紀の同社の会社形態や貿易を考察する上で、17世紀のそれらを理解しておくことが不可欠であるからである。17世紀における会社形態については大塚 [1969] などを中心に、17-18世紀の貿易については、西村 [1960]、Chaudhuri [1965/1978]、浅田 [1984] などが詳しいので、主にこれらに基づいて論を展開する。さらに、同社の組織などを検討する場合には、大塚 [1969]、Chaudhuri [1965/1978] などに加え、当時の会社の理事会や総会などの議事録を編纂した Sainsbury の研究なども利用していく。第3節では18世紀合同東インド会社の組織と貿易について説明を行う。第4節では17世紀後半から18世紀前半における商品勘定への記入方法について取り上げ、第5節では商品輸出にともなう商品勘定からの貸借差額の振替先に関する考察を行うこととする。

## 第2節 17世紀後半ロンドン東インド会社の組織と貿易

### 第1項 17世紀における本社組織の概要

東インド貿易を目的として1600年に設立されたロンドン東インド会社は、世界で初めて出資者総会を備えた株式会社としても論じられる存在でもあった。設立当初は株式会社ではなく、古きギルド制に端を発する制規組合の形態が採られ、その中に一航海ごとに航海を実施するための個別企業が設立されていた<sup>15)</sup>。つまり制規組合としての「東インド会社」

12) 拙稿 [2015] 160-161頁。

拙稿 [2015] では Chaudhuri [1978] で言及された、商品輸出時の利益の上乗せについて、会計帳簿や本社理事会議事録等の考察を通して、元帳上の商品勘定から航海勘定へと振替を行う際に、取得原価に利益を上乗せした価格で記入されていたことを確認した。これは、同社の会計に詳しい Winjum [1970] や茂木 [1994] では論じられていなかった点である。一方、自家消費するもの、あるいはそのまま現地で通貨などとして用いられるものについては、その多くの商品で利益が上乘せされることはなかった。

13) ロンドンの大英図書館 (British Library) に同社本社の元帳 (1664-1955年)、仕訳帳 (1664-1941年) を含む14種類の帳簿が分類、所蔵される。詳しくは本文中で述べる。

14) 元帳によっては資本勘定、損益勘定、(閉鎖)残高勘定への記入が一部未記入、あるいは、勘定の締切が行われていないケースも散見される。他方、仕訳帳では一連の振替記入などが網羅的に行われており、勘定への記入や締切が一部省略されたことが現存する会計帳簿からわかる。

の中に、当座的な個別企業が航海ごとに設立されていたのである。「東インド会社」には、設立に貢献したすべてのメンバー（フリー・メン）から構成される議決機関としての総会（General Court of all the Freemen）と、「東インド会社」と個別企業との経営について支配権を持っていた理事会が設置された。理事会は、外郭たるカンパニーの最高責任者である総裁、時に、副総裁、および、24名の理事から構成され、執行機関としての役割を果たした<sup>16)</sup>。

ここでいう、カンパニーとは、特殊イギリス的な一つの制度に他ならず、イギリス経済史上、必ずしも「会社」という概念とは内容的に一致していない。航海ごとに設置された当座的な個別企業には、それぞれの航海事業に対する出資者（フリー・メンのうち払込を希望した者）から構成される出資者総会（General Court of Adventurers）が個別に設けられた。また、各個別企業については、各航海が終了すれば個別企業は清算され、各出資者に対する利益の分配は、これと同時に元本も払い戻すという、いわゆる「分割」と呼ばれる方式で行われた<sup>17)</sup>。

上記の組織が完全な永続性を具備するのは、ピューリタン革命の後、護国卿として政権を掌握した Oliver Cromwell によって1657年に行われた改組に基づき、東インド会社に新合本（New Joint Stock）の特許状が付与されたときであった<sup>18)</sup>。その後、Charles II の復位に基づく王政復古の後の1662年に交付された「破産宣告者に関する布告の条例」により、全社員の有限責任制を備えることで、同社は株式会社へと転換を図ることになる<sup>19)</sup>。

東インド会社設立時、外郭としてのカンパニーに所属している、約219人のフリーメンの大部分を占めていたのはロンドンのシティの商人であった。ゆえに、設立当初から、同社の運営に関する権限を掌握したのは、彼らであった。当然ながら、同社の設立に携わった商人グループは理事会ならびに総会では優勢な立場にあった<sup>20)</sup>。

さて、日常の業務に関しては、1621年に本社で作成された規定にも見られるとおり、総裁と理事会の指揮のもとに会計担当役、財務担当役、秘書役、法務担当役、監査担当役といった会社の幹部従業員により運営されていた。彼らは幹部ではあるが、理事ではない<sup>21)</sup>。

---

15) 大塚 [1969] 184-186, 449頁。

16) 大塚 [1969] 454-455頁。

17) 大塚 [1969] 184-186, 454-455頁。

18) Sainsbury [1922] p. iii.

19) 大塚 [1969] 184, 500-501, 503-506頁。

20) Chaudhuri [1965] pp. 33-34.

1806年、投票権のある株主は1800人、同社が解散した1857年、株主数約1700人に上っている (Marshall [1968] p. 25)。

21) Chaudhuri [1965] p. 38.

幹部社員を選出する場合には、通常、総裁あるいは副総裁、及び少なくとも13人（過半数）の理事が出席する6月24日から3日間にわたる会合において行われる。選出方法は無記名投票あるいは挙手制が用いられ、フリー・メンの中から選出される。さらに彼らの解任の権限も総裁たちにあった (Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies [1621] p. 11)。

東インド会社における会計と監査の職務には、会計担当役、監査担当役、および理事から構成される理事会監査役が携わっていた<sup>22)</sup>。

ただ、17世紀半ば頃になると理事会メンバーによって構成される各委員会が複数設けられるようになっていた。その委員会には、会計委員会<sup>23)</sup>、商品購入委員会、係争委員会、私貿易委員会、航海委員会、スラト委員会、財務委員会、書簡委員会などのグループに分類され、これらの各委員会のメンバーとして最低2人以上の理事から構成されていた<sup>24)</sup>。委員会の下部には、従来と同じく担当ごとに幹部社員が設けられていたことが理事会議事録等からわかる<sup>25)</sup>。

## 第2項 17世紀後半における東インド貿易

同社は東インドへの航海に赴き、胡椒・香料などの商品を調達し、それらを本国へと持ち帰り、販売することを主な事業活動としていた。本社はロンドンに置かれ、航海先となったアジアやインド各地に商館が置かれた。1613年までにバントアン（ジャワ島）、スラト（インド北西部の港町）、1639年頃には、マドラス（現在はチェンナイ）、1660から1670年代にはボンベイ（現在はムンバイ）などにも商館が建設された（なお、会計帳簿等の史料等には当時の地名などが記載されているため、本稿では当時の地名を使用している）。1664年頃は、スラト管区がすべてのインドの中で、重要な拠点であったが、1687年にはスラトを抜いてボンベイがインドにおける会社最大の営業拠点となっていた<sup>26)</sup>。バントアンに関しては、1651年から1659年の間、オランダにより出入港禁止措置が採られていたが、再び港に出入りするようになってからは、スマトラ管区を中心として再度、商館を置き1682年まで大量の胡椒を供給し続けた<sup>27)</sup>。

この当時、インドなどから輸入された胡椒・香料などは調味料としてだけでなく、薬としての効能も期待されたことから、ヨーロッパでも高価な商品として取り扱われた<sup>28)</sup>。そのため、同社の船舶が一度、インドから帰国すれば（商品を持ち帰れば）、それは多額の利益の獲得を意味した。まだまだヨーロッパでは珍しかった胡椒、香料などの売却によって、同社に出資した株主たちもまた、その分け前にあずかったのである<sup>29)</sup>。

当初は香料、胡椒が輸入商品の中心であったが、1660年代頃から、キャラコなどのイン

22) Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies [1621] pp.11, 14, 66-70.

23) 会計委員会は理事会監査役の後継組織に相当する。

24) Moir [1988] p.8.

25) Sainsbury [1925/1929/1932/1935], Moir [1988]などを参照されたい。なお、Sainsburyの研究は、オリジナル議事録を編纂したものである。ただし、内容はほとんどオリジナルのものであるが、一部、表記などが修正されている部分も見られた。

26) Chaudhuri [1978] pp.16, 49, 53-54.

27) Chaudhuri [1978] pp.49, 53-54.

28) Chaudhuri [1978] pp.148, 208-211.

29) 東インド会社による、胡椒・香料などの輸入商品の販売方法であるが、基本的には競売が採用されていた。

ド産織物<sup>30)</sup>や、1650年頃から飲用され始めていた茶、コーヒー、砂糖などの輸入も増えていった<sup>31)</sup>。特に、キャラコや木綿がインドからの輸入品全体に占める割合は、金額に換算しておよそ60から70%と極めて高いものであったとされる<sup>32)</sup>。

こうしたキャラコの需要が急増した背景には、衣類としてのキャラコ着用が本格的に始まったとされる。1660年以前には、大方、テーブルクロス、ベッド用敷布などの家具用に限られていた。それが、衣装用としての使用が普及したことにより、インド産の織物が大量に輸入されていくことになった<sup>33)</sup>。インド産のキャラコの中でも、チンツ (chinz) は1680年頃に上流社会でもっともよく流行するようになっていた。大衆向け替え用としてはロングクロス (long cloth) といわれるキャラコが使用された<sup>34)</sup>。外来輸入品であった高価なリンネルや麻布の代わりに安上がりであったこともあり、ヨーロッパ諸国で大量に受容されていったともされる<sup>35)</sup>。

世紀末の数十年にはインド熱 (Indian Craze) という熱狂的なインド・ブーム、キャラコ・ブームをもたらすことになる。一方で、伝統的なイギリス国内の毛織物業者、絹織物業者などの反発を招き、キャラコ論叢ももたらしたのであった<sup>36)</sup>。

東インド会社の貿易 (1660-1760年) に詳しい Chaudhuri [1978] などによると、17世紀後半ではキャラコや木綿の輸入が急激に増加する一方で、香料、胡椒の輸入量もまた、17世紀前半よりも増加していたことが示されている<sup>37)</sup>。とはいえ、この当時、「東インドからの輸入品の中で首位を占め続けたのはキャラコなどのインド産織物であった」<sup>38)</sup>とされる。

輸出商品としては、仕向地先で販売されるリアル・オブ・エイト<sup>39)</sup>や広幅布<sup>40)</sup>、航海な

---

30) キャラコとなどのインド産織物に関しては、浅田 [1984] が詳しい。上流階級向けの華美なチンツ、縫製されたズックの着替え (sailcloth shifts)、バフトス (baftas) はグジャラート産キャラコの商品名、セミアノス (semianos) は北インドのサマナ地方で製作されたキャラコ、オランダ織に似ているベアラミス (bairamis)、西インド奴隷用の需要で知られる下級品としてのサレンポリース、平織り綿布のギンガムなどの多数の種類がキャラコにはみられる (浅田 [1984] 126, 135-137頁)。

31) 西村 [1960] 84頁。

32) Chaudhuri [1978] pp.148, 208-211.

東インド会社が持ち込んだキャラコなどのインド産織物は、1660-1760年代において東インドからの輸入品の中では首位を占め続けていたのである (浅田 [1984] 117頁)。

33) 浅田 [1984] 132-133頁。

34) 浅田 [1984] 134頁。

35) 浅田 [1984] 128-129頁。

36) 浅田 [1984] 123頁。

37) Chaudhuri [1965] p.148, Chaudhuri [1978] p.319, 浅田 [1984] 86頁。

38) 浅田 [1984] 118頁。

39) このリアル・オブ・エイトは主に、東南アジアの地域やモカ (イエメン) で使用されていたが、インドでは通貨としては流通していなかった (Chaudhuri [1978] pp.7, 175-176, 471)。

インドでは金貨、バゴダ、あるいは銀貨ルピーが通貨として用いられたが、地域によって使用通貨に若干の相違がある。当時は主にグジャラート (スラト)、ベンガル、インド北部ではルピーな

どにおいて自家消費されたマスケット銃、火薬、短剣、葡萄酒、牛肉、豚肉あるいは、そのまま現地で通貨として用いられたパゴダ、鑄造にも用いられる金や銀、却荷として船積みされる鉄などがあげられる。1621年に本社で作成された規定 (*The Lawes or Standing Orders of the East India Company*) によれば、輸出商品の管理であるが、航海のために船積みされる前は、基本的にロンドンにある輸出商品の倉庫担当者が管理を担当していた<sup>41)</sup>。

### 第3項 17世紀後半における内部対立と新会社の設立

王政復古後、会社の中において政治的対立が顕著に現れるようになった。それは、王政復古と緊密に結びついていた支配的なロンドン東インド会社の理事会と、それに対抗する、出資者総会を中心として自由主義による反対派とによるものであった。自由主義的反対派を形成し、それを最初に指揮していたのが、Josia Child と Thomas Papillon であった<sup>42)</sup>。しかし、1685年頃から Child は、自由主義的反対派を共に築いた Papillon を裏切り、王政復古政権を支持する王党派のトーリー党と親密な関係を築いていった。Child は、総裁としての権力および国王との関係を背景に会社内で独裁的権力を築くとともにトーリー党を率いるまでになった。それゆえ、Child は国王を支持するとともに、東インド会社による貿易独占論を主張するようになり、会社による東インド貿易の継続に力を尽くした<sup>43)</sup>。

このトーリー党とホイッグス党の政治的争いの中で、Papillon のホイッグス党は、トーリー党的ロンドン東インド会社に対抗するために、1698年9月、新東インド会社を設立した。新東インド会社には株主が£200万を国王に貸し付けることを条件に特許状が付与された<sup>44)</sup>。

一方、ロンドン東インド会社に対して、国王の William III は、1701年9月までの3年間をもって、東インド貿易に参加することができる特許状を廃止するということを通告した。この特許状廃止の通告によって、株価が一時下落したが、すぐにもち直したために、しばらくは、ロンドン東インド会社が存続されることになった。よって1698年の新会社設立から1709年の合同まで、ロンドン東インド会社と新東インド会社との2社が並立することになった<sup>45)</sup>。

---

どの銀貨が本位貨幣であり、インド南部、マドラスではパゴダなどの金貨が本位貨幣であったとされる (Chaudhuri [1978] pp.175-176, 471)。

40) 1715年にボンベイ商館によって、広幅布が販売されたときには、80から130%の利益が送り状価格に上乘された。その後は徐々に利益率も低下しているが40%以上の利益率を保っていた (Chaudhuri [1978] p.233)。

41) Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies [1621] pp.14, 57.

42) 大塚 [1969] 510-512頁; Hunter [1900] pp.283-284。

Papillon は1663年から1682年まで理事として、オランダとの交渉役を務めていた人物である。一方、Child はもともと海軍の食糧運搬船の仕事に従事しており、王政復古後も海軍との関係を保ち、東インド会社の総裁まで上り詰めた人物であった (Hunter [1900] pp.283-284)。

43) 大塚 [1969] 511-514頁; Hunter [1900] pp.283-284。

44) Chaudhuri [1981] p.86.



Child と Papillon との対立は、新東インド会社の設立に伴い、ロンドン東インド会社と新東インド会社との対立へと姿を変え、その後も熾烈な競争が続いた。ロンドン東インド会社も、新東インド会社の執拗な攻撃に頑強に抵抗しており、インドにおける貿易では、しばしば抗争や対立がみられた<sup>46)</sup>。しかしながら、新東インド会社は政治的状況に関しては有利であったが、ロンドン東インド会社がインドにおける全ての財産およびその地位を維持し続けたため、インドへの商館設置や現地への社員派遣を計画通りに進めることができなかった<sup>47)</sup>。加えて、新東インド会社の輸出額は、設立して数年間はロンドン東インド会社の輸出額には追いつくことができなかった<sup>48)</sup>。

新東インド会社の設立はロンドン東インド会社に対して、ある程度の脅威を与えたが、ロンドン東インド会社を解体させるまでには至らなかった。それどころか、このまま対立が続くことになると、両社が共倒れになる危険性も生じていた。実際に、政治および経済的にも大きな損失を被ることが避けられないという状況に陥ったために、新東インド会社側から合同を持ちかけたこともあった。結局、トーリー党のロンドン東インド会社とホイッグス党の新東インド会社は、対立するよりも和解と妥協が得策と考え、両社を合同するという結論に至った。1702年に7年間の期限で両社の間に一種のカルテル的契約が結ばれ、政府が2社の合同を決定、1709年3月をもって両社が合同することで合同東インド会社が誕生したのであった<sup>49)</sup>。

### 第3節 18世紀前半合同東インド会社のインドにおける活動と貿易

#### 第1項 インドにおけるディワーニー（徴税権）の獲得

東インド貿易に関するロンドン東インド会社と新東インド会社の競争問題は、1709年のロンドン東インド会社と新東インド会社の合同により、一応解決へと向かった。一方、海外における同社の活動はどのような状況であったのか。行政・司法についての諸制度も整備の緒につき、17世紀後半には、ボンベイなどが拠点となっていたが、インドでは1707年にカルカッタ（現在はコルカタ）管区が成立していた<sup>50)</sup>。カルカッタもまた、ボンベイ、マドラスと同様に重要な拠点となっていた<sup>51)</sup>。さらに、イギリス側がムガル帝国の宮廷に賄賂を贈ることで、同社は、インドでは、他の国（ポルトガル、オランダ、フランス）に与えられなかったような特権を付与されていく。18世紀最初の40年間にはベンガル地方におけるその地位を着実に強化していったのである<sup>52)</sup>。

45) Scott [1910] p.180; 西村 [1966] 98-99頁。

なお、株価については1686年を頂点として、それ以降下落しており、1699年には1686年の1/10以下にまで下落した (Scott [1910] pp.178-180)。

46) 大塚 [1969] 513頁。

47) Hunter [1900] p.325.

48) Hunter [1900] p.329.

49) 大塚 [1969] 511-514頁。

50) 西村 [1960] 150頁。

51) Chaudhuri [1978] pp.49-50, 53-54.

しかし、この東インド貿易に関しては、国内の競争だけでなく外国との競争も熾烈を極めた。17世紀中から同社は、オランダ東インド会社との激しい戦いを繰り返していた。18世紀初頭からはオランダに加え、フランスとも競争、対立することになる。1744年のイギリスとフランスの宣戦布告後、マドラスの攻防をめぐって英仏両会社の間で死闘が演じられた。しかし、東インド会社の Robert Clive の活躍もあって、1757年のプラッシーの戦い<sup>53)</sup>に勝利したことで、同社に対するあらゆる特権を認めさせる条約が結ばれた。ここで重要なのは、イギリスとの攻守同盟、フランスの館、資産、居住地を諸滅しても差しさえないということ、カルカッタ均衡の土地に対して地主たる権利を認めたことであった<sup>54)</sup>。

さらに、1765年8月、東インド会社はインドに対する実質的支配とディワーニー（徴税権）を獲得し、東インド会社は名実ともにインドを支配するまでに成長した<sup>55)</sup>。というのも、ディワーニーの獲得は、民事・財政の裁判権、すなわち政治的、行政的支配も意味していたからである<sup>56)</sup>。このディワーニーの獲得によってもたらされる徴税に伴い、東インド会社の収入は増加していく<sup>57)</sup>。1765年には、ベンガル、ビハール、オリッサなどの豊穡な土地から年200万ポンドの地租収入を得ることとなった。これを機に東インド会社が単なる貿易会社から軍事的領主的勢力としてその後一世紀間インドに君臨する第一歩となるのである<sup>58)</sup>。しかし、一見、ディワーニーの獲得による徴税などから判断すれば、会社の経営活動は順調であると考えられた。だが、実際には相当な現金不足によって、会社は財政破綻に直面していたとされる<sup>59)</sup>。

52) 西村 [1960] 167頁。

53) 1756年6月にカルカッタにある同社のフォート・ウィリアムが、親仏的なベンガルの太守 Siraj-ud-daula により襲撃を受ける。翌年、Clive 率いるイギリス東インド会社と、ベンガル太守とそれを支援するフランスとの間で、プラッシーの戦いが起こった（西村 [1960] 169頁；浜本訳 [1989] 76-77頁）。

54) 西村 [1960] 169-170頁。

55) 浜渦 [2001] 89-91頁。

プラッシーの戦い以降、インド統治の開始に伴い、実質的に東インド会社が支配権を持っており、それは1784年にインド庁が設置されるまで続いた。同社は、インド統治を行う上で、軍事力を強化し維持するために、イギリス軍とは別に独自の軍隊を常備していた。ゆえに、解散するまでイギリス国軍と会社軍の両方がインド統治にも当たったのである（Marshall [1997] pp.90-92）。

56) 浅田 [2001] 56頁。

57) Bowen [1991] p.118.

58) 西村 [1960] 170頁。

59) Bowen [1991] p.104.

1770年には、インドで獲得した徴税の合計額は、£2,009,988 にまで減少していった。戦費については、徴税額とは反対に1764年には約£550,000であったが、ディワーニー獲得後の1770年にはおよそ2倍の£1,093,000に膨れ上がり、その他にもフォート・ウィリアムの再建および行政費などにかかった費用が£2,700,000にもものぼった。このように、ディワーニー獲得後もインドにおける支配地拡大を図り、その戦いにかかる費用が増大していった。ディワーニー獲得前の戦費は平均£300,000であったが、プラッシーの戦い以降、会社は領土拡大を狙い、戦争に明け暮れたため、戦費の増加を招いた。その他にも、現金不足に陥った主な理由は、東インド商品の販売不振による

## 第2項 本社組織と貿易の特徴

18世紀初頭における本社組織にも変化がみられた。重役団が旧来の「総裁・理事制」という封建的かつギルド的な様相を脱ぎ捨て、取締役会 (Board of Directors) が東インド会社において採用された。これはロンドン東インド会社の競争会社として設立された新東インド会社の特許状に盛り込まれていた<sup>60)</sup>。新東インド会社の特許状には、従来までの総裁・副総裁および24名の理事から構成される重役団が規定されておらず、24名の取締役 (directors) から構成される「取締役会」<sup>61)</sup>の採用が規定されていた。その新東インド会社に付与された特許状は、後に18世紀の合同東インド会社に引き継がれ、合同東インド会社の特許状としてもその役割を果たすことになる<sup>62)</sup>。

株主総会については年4回、定期的に開催された。その定期総会以外に、最低9名の株主が開催の要求を行えば、臨時総会が開催された。株主総会での投票権は500ポンド以上を所有している株主のみに限られた。1711年には株主の投票権について議論されている。株主総会における既婚女性に投票権はあるか、18歳未満の株主に株主総会で投票する権利があるかという議題であった。その際には、既婚女性についての投票権は承認されなかったが、未成年の投票については許可された<sup>63)</sup>。それ以外は、国籍、宗教によって投票権を剥奪されることはなかった<sup>64)</sup>。

一方、海外における東インド会社の組織としては、大きな商館には商館長と幹部社員で構成する同社の商館会議 (カウンシル) があり、それが商館の運営に当たっていた。カウンシルの長はガヴァナーあるいはプレジデント (小さな商館はエージェント)、カウンシルのメンバーはカウンセラーと呼ばれた<sup>65)</sup>。

さて、同社が主たる事業活動として行っていた貿易であるが、1690年以降、東インド貿易の進展は目覚ましかったとされる。東インドからは、綿布、綿糸、インジゴ等が輸入され、インドの中でもベンガル地方はイギリス人にとって最も重要な地であるとされた<sup>66)</sup>。商品の輸入量を輸入地別で見ると、1664年の時点で、スラトとバンタン、コロマンデル・

---

売上減少、ディワーニーの獲得によって得た徴税による収入が次第に減少していったこと、戦費等の増加、そして過剰な社員への手形 (Bills of Exchange) の振り出しであった。さらにディワーニーによる徴税も1766年の£2,550,094をピークとし、その後減少していった。結果的に、1773年の初めには、会社は£1,948,549の現金不足に陥っていたとされる (Marshall [1968] pp.47, 84; Bowen [1991] p.117; Bowen [1996a] p.31; 浜渦 [2001] 96頁)。

60) 大塚 [1969] 513-514頁。

理事会の代わりに、「取締役」 (directors) という用語が、東インド会社史の中で、初めて用いられたのは、1698年に新東インド会社の設立に対して付与された特許状の中であった (Hunter [1900] pp.320-321; Scott [1910] p.180)。

61) 1750年代においてはシティの商人が取締役会の中心であった (Marshall [1968] p.25)。

62) Scott [1910] pp.180-181.

63) Scott [1910] pp.193-194.

64) Marshall [1968] p.25; 浜渦 [2001] 54-55頁。

65) 浜渦 [1999] 20-21頁。

66) 西村 [1960] 102頁。

コース（インド南東部の海岸エリア）、ベンガルの占める割合はそれぞれ36%、10%、35%、18%であった。1700年以降では、ベンガルの割合が47%に達し、それ以後はほとんど5割をきることはなかった。ベンガルは、インドにおける地域内取引港として主要な地位を固めていた<sup>67)</sup>。

その一方で、東インドから大量のキャラコや絹織物などが入ってくることに伴い、自国産業の毛織物業などは打撃を受けていた。そこで、自国の毛織物工業が保護するため、国内では、1700年にキャラコ輸入禁止法が成立したものの、「キャラコの使用は益々拡大し、1717-1719年の頃には著しく普及」<sup>68)</sup>していたといわれる。というのも、この法律では、未染のキャラコの輸入を許可していたため、イギリス市場に国内で捺染、染色されたキャラコが氾濫したのであった<sup>69)</sup>。

そのため、1720年にはキャラコ使用・禁止法が成立するなど、キャラコの輸入が制限された。しかし、その後、モスリンの名前で多量の綿布が輸入されることになった。同社は18世紀半ばまで輸入を続け、法律の成立前と比べても大きく減少もしていなかった。マンチェスターに良好な綿製品が生産されるまではモスリンの輸入は続いていた。輸入は大体60年代まで続いたとみることができる<sup>70)</sup>。

他方、イギリスからの輸出であるが、地金、銀輸出は18世紀に入ってもけっして衰えることはなかった<sup>71)</sup>。特に、先に述べたように東インド会社がベンガル地方に勢力を拡大し、この地方との貿易を拡大するにつれて、ますます多量の銀を輸出することになった。なぜなら、18世紀初頭のベンガルでは、銀が貨幣であり、ベンガル地方の政府はヨーロッパ人が提供する銀地金に依存していたからである<sup>72)</sup>。ただし、18世紀前半当時の主だった輸出商品は、地金を除けば鉛、水銀、毛織物、金物類であり、イギリス毛織物に関しては、海外での販路を拡大できずにいた<sup>73)</sup>。なお、プラッシーの勝利の後、「1757年（プラッシーの勝利）の頃を境として地金輸出が小となり、逆に商品が地金輸出額をオーバーする」<sup>74)</sup>とされる。

#### 第4節 17世紀後半から18世紀前半における 東インド会社の商品輸出に関する記帳方法

##### 第1項 17-18世紀における本社会計帳簿の概要

イギリス東インド会社は、およそ270年にも及ぶ歴史を有する会社であり、同社の関係史料の多くが、ロンドンの大英図書館に所蔵されている。ロンドン本社の理事会（Court

67) Chaudhuri [1978] pp.51, 97-98.

68) 西村 [1960] 102頁。

69) 西村 [1960] 153頁。

70) 西村 [1960] 162頁。

71) 西村 [1960] 103頁。

72) 西村 [1960] 171頁。

73) 西村 [1960] 103, 148頁。

74) 西村 [1960] 151頁。

of Committee) の議事録、海外にある商館地の記録文書等に加え、会計帳簿や多くの財務報告に関する史料が同図書館に所蔵されている。所蔵される会計帳簿は、1664年に同社へと複式簿記が導入されて以降のものとなり、大英図書館のアジア、パシフィック、アフリカ、コレクション (Asia, Pacific & Africa Collections) の部署におけるインディア・オフィス・レコーズ (India Office Records) の一部として収められている<sup>75)</sup>。

これらのうち、同社の会計に関する記録は、書架番号L/AG (Accountant General's Records: 1601-1974年) に属しており、ここに同社の会計担当役が管理した約8,200巻以上もの史料が含まれている。その会計記録の中でも、L/AG/1 シリーズには、元帳 (1664-1955年)、仕訳帳 (1664-1941年) を含む帳簿が分類、所蔵される<sup>76)</sup>。所蔵される元帳は、複式簿記導入時の1664年8月から同社が清算される1870年までのものであり、全部で39巻からなる<sup>77)</sup>。この元帳に対応する仕訳帳は56巻存在している。

複式簿記が導入された本社における帳簿は、元帳、仕訳帳 (1664-1671年のものは実質的には仕訳帳であるが Cash Journal という名前) から構成されている。1671年以降は、仕訳帳が現金仕訳帳と普通仕訳帳 (1671-1834年) に分化されている。したがって、複式簿記が導入された1664年以降、基本的には元帳、普通仕訳帳 (L/AG/1/6)、そして1671年以降には現金仕訳帳を含めたものが主要簿として維持されることになる<sup>78)</sup>。なお、18世

75) 東インド会社の取締役会の議事録、各部門の記録、商館の記録、および東インド会社の解散後にインド統治業務を担ったインディアン・オフィスの資料など多岐に渡る資料が残されている。これらの資料は合計で30万以上の巻数を数え、それらを分類するために、アルファベットの書架番号 (A-Z) が付されており、その分類も50以上に上る (Ashton and Tuson [1987] p.2)。たとえば、初めのAのシリーズでは、A/1-2 (A/1/1-111, A/2/1-28) の分類が行われ、合計139巻もの史料が所蔵されている。そこでは東インド会社に付与された特許 (Charter)、宣言書などの主に会社の権利や特権に関する公式文書が含まれる。次のシリーズ B/1-273 では、東インド会社の理事会および総会の記録が中心となる。

なお、大英図書館以外に、ナショナル・アーカイブス (The National Archives) においても同社総裁の書簡など、多くの史料が所蔵されている。

76) Moir [1988] pp.127-130, 156-163.

77) ロンドン東インド会社が設立された1600年から1663年までの元帳もしくは仕訳帳は、今日発見されていないが、1664年の元帳Bの開始時に旧元帳の締切に関する命令を理事会で行っていること、さらに元帳Bには、旧元帳から繰越された勘定残高が繰越されていたとされることから、元帳B以前に元帳が存在したと考えられる (Sainsbury (E) [1925] p.49; Winjum [1970] pp.335-336, 340)。

なお、元帳Bよりも古い元帳に関しては、元帳Aとして仕訳帳では記入が行われている。また、仕訳帳411-412頁では、元帳Cの資本金勘定への修正項目のうち、1659年から1664年7月までのものは元帳Aの項目であることが示されていることから、元帳Aは遅くとも1659年の取引を含めて記録されていたものであることがうかがえる。つまり、元帳Bの前に元帳Aが記帳されていたことが推察される。

78) 元帳B、Cに対応した仕訳帳としての記録が実施されたL/AG/1/5シリーズは、元帳Dにおいては現金取引の仕訳のみの記入が行われている。およそ1か月単位で入出金の集計を行い、その合計金額を普通仕訳帳に振替えている。それに代わり、先に示したL/AG/1/6が現金取引以外の取引を示す普通仕訳帳としての役割を果たしている。つまり、元帳B、Cに対応した仕訳帳として維持

紀の本社の帳簿組織にも、基本的に元帳、普通仕訳帳、現金仕訳帳が採用されていることがわかる。以下では、元帳、仕訳帳における、商品の輸出に関する記入を取り上げて、記帳方法等を検討していく。

## 第2項 17世紀における本社元帳の商品取引に関する記帳

1664年の本社への複式簿記が導入されるとともに元帳が現存しているわけだが、最も古い元帳B（1664-1669年）<sup>79)</sup>では、商品の種類ごとに口別の商品勘定が設けられていた。それらは商品名のみ勘定（商品名商品勘定）と販売担当者名前が加えられた商品勘定（販売担当者名別商品勘定）の2種類に分類することができた。元帳Bでは商品名商品勘定が輸出商品の勘定として用いられ、販売担当者名別商品勘定が輸入商品の勘定として用いられた。ただし、元帳C（1669-1671年）以降は、輸入商品もまた販売担当者名別商品勘定として用いられるのではなく、そのほとんどが、商品名（種類別）商品勘定として用いられるようになった。

これらの輸入商品と輸出商品勘定にはどのように記入が行われたのか。輸入商品の勘定では、借方に旧帳簿からの残高が資本（Stock）勘定を相手科目として借方に仕訳され、続けて仕入が記入された。金額欄には仕入総額が記入されるとともに、摘要欄に、仕入時の仕入口ごとに、商品の調達先である商館名、数量と船舶名が記載されたが、仕入単価については基本的に未記入である<sup>80)</sup>。一方、商品勘定の貸方の金額欄には売上の記録がその

されたL/AG/1/5シリーズは、元帳Dでは、期中の現金取引の仕訳が個別に記録されることから、現金仕訳帳の役割を果たし、分割仕訳帳として用いられている。

本文中で言及した会計帳簿に加えて、ストック・ジャーナル（Stock Journal: L/AG/1/10/1, 1657-1688年）、資本投資の記録（L/AG/14 Stock, Bonds and Loans: Capital Investment, 1676-1934年）、雑勘定記録（L/AG/18 Miscellaneous Home Accounts, 1669-1871年）、雑用部署記録（L/AG/24 Miscellaneous Section Records, 1615-1953年）、委任状記録と損失補償記録（L/AG/32 Powers of Attorney and Bonds of Indemnity, 1670-1972年）の4種類が所蔵されている。

### 17世紀後半ロンドン東インド会社における主な帳簿組織

General Ledger (元帳)	A	B	C	D	E-H, J-K
西 暦	1657-1664	1664-1669	1669-1671	1671-1673	1673-1713
帳 簿					
Cash Journal	?			○	○
General Commerce Journal	?	○	○	○	○
Stock Journal	○	○ (1664-1688年)			

出所：L/AG/1/1/2-5; L/AG/1/5/1-2; L/AG/1/10/1; Moir [1988] に基づき筆者作成。

79) 元帳Bに対応する仕訳帳の記帳期間は1664年8月から1669年3月までと元帳と同じである。以降、元帳と仕訳帳の記帳期間は同じである。

80) 輸出商品の場合、基本的に相手科目として掛けで購入した場合には取引相手の名前、人名勘定名が記載され、摘要欄には、購入商品の数量、すべてではないけれども、商品によっては仕入単価も明

つど売価（総額）で記入され、摘要欄には商品仕入時の船舶名、商品購入者名と売価（単価）、販売数量がおおむね明記されていた。記帳方法としては総記法に相当するような方法が採用されていたことになる。元帳F以降では、記帳期間における締切が複数回行われるような勘定が多数登場している。さらに、ロンドン東インド会社の元帳H（1682年7月-1694年6月）の輸入商品の勘定では、Silke and Callicoe Books 勘定などのように一部の商品に関して、商品の種類別ではなく、同じような種類の商品をまとめたカテゴリー別に勘定が設けられていた。

続いて、輸出商品勘定について確認する。輸出商品の買付けは、各種類別の商品勘定の借方に記入された。基本的に相手科目として掛けで購入した場合には取引相手の名前、人名勘定名が記載され、摘要欄には、購入商品の数量、すべてではないけれども商品によっては仕入単価も記入された<sup>81)</sup>。現金支払の場合には、相手勘定として現金勘定が記入される。それから、購入された商品が仕向地へと輸出されるために船積みされるわけだが、これを反映するために元帳B-D（1664-1673年）においては、商品の船積み際に各個別の商品勘定の借方から仕向地先ごとの航海勘定（例えば、スラト商館向けであれば、Voyage to Surat 勘定）の借方へと振替えられることになる。

元帳B-Dまでとは異なり、元帳E（1673-1675年）では、商品の輸出に際して商品の船積みが、各仕向地先ごとに設けられた航海勘定の代わりに、各仕向地先ごとに設けられた各商館（例えば Factory at Surat）勘定の借方へと振替えられている。さらに元帳Fでは、商品の輸出に関する商品の船積みについて、各仕向地先ごとに設けられた航海勘定を再び用いているが、元帳Fからは代理人勘定が使用されなくなっていることがわかる。結果的に、元帳E-G（1673-1682年）では、商品の輸出に関して、それまでの記帳方法から変更しており、代理人勘定に代わって、商館勘定が用いられるようになった。商館勘定の残高は後続の元帳へと繰り越されていく。

### 第3項 18世紀前半合同東インド会社における商品取引に関する記帳

18世紀の合同東インド会社の元帳でも、基本的には従来通り輸入商品と輸出商品勘定が区別されていることがわかる。ただし、合同東インド会社における元帳では、輸入商品を記入するための商品勘定は、複数種類取り扱われたキャラコなどを各種類ごとではなく、Callicoe 勘定というように、複数種類をまとめて記帳している。これはロンドン東インド会社の元帳H（1682年7月-1694年6月）から見られる傾向である。輸入商品の勘定のカテゴリー化は合同東インド会社でさらに進んでいる。基本的に、キャラコなどの商品などは Callico Ledger、お茶などは Tea Ledger、胡椒や香料などは Drug Ledger 勘定というよ

---

記されている。

なお、当時のロンドン東インド会社が用いた質量の単位として、1hundredweight (=cwt.=50.848 kg, 以下 cwt) =4qtr=112pound が用いられている。加えて、通貨単位は £1=20s=240d であった。

81) ただし、輸入商品に関しては、仕入単価は必ずしも明記されたわけではなかった。詳しくは拙稿 [2013] を参照されたい。

うに、主な商品群がまとめて記入されている。

合同元帳 I (1750-1756年) の Callicoe Ledger 勘定を一例にすると、仕入れに際しては、Long Cloth, Sallampores, …… Chints といったインド産の織物などを一括して仕入記入として勘定の借方側に、一口記入を行っていることが見て取れる<sup>82)</sup>。

続いて輸出商品勘定をみていく。輸出商品勘定は、これまでと同じく商品の種類別に設けられている。それぞれの勘定への記入として、商品を輸出する際には、商品勘定の借方から商館勘定あるいは航海勘定の借方へと振替が行われた。仕向地先に商館が設置されているところに輸出される場合には、振替先として商館勘定を用い、仕向地先に商館が設けられていないところに輸出される場合には航海勘定が用いられている<sup>83)</sup>。

輸出商品勘定からの振替え先に相違はあるものの、合同元帳ではロンドン東インド会社における記帳と異なり、仕向地先での積み替えや受け渡しなどに関する記帳が簡素化されている。商品の調達後、イギリス向けの航海のために船積みを行い、最終的に商品がイギリスへと無事に帰還し商品が到着したときに、輸入商品の勘定の借方へと振替えが行われるのであった。

#### 第4項 商館間の取引の処理

次に仕向先地（商館）間の取引について取り上げる。商品を仕向地先から別の仕向地先へと送る場合には、ロンドン東インド会社の元帳の場合には各航海勘定、あるいは商館勘定を用いて、それぞれの勘定から送付先の勘定へと振替えるという手続きが採られた。

合同東インド会社の場合には、商館同士での取引を表す専用の勘定を使用している。合同元帳 B, C, D (1705-1720年) で用いられた Voyage to & from 勘定、合同元帳 E (1720年7月-1728年6月) から使用された Voyage in India 勘定がそれに該当する。Voyage to & from 勘定と Voyage in India 勘定とは、名称は違うけれども基本的に同じ性格を持っているので、合同元帳 E の当該勘定について取り上げることとする。そのため、ある商館から別商館へ商品を発送したときの一例を挙げてみる。

1721年9月30日の取引として、フォート・セント・ジョージ<sup>84)</sup>の商館からベンガル、セント・ヘレナ（南大西洋の島）へと商品が発送されている。この取引について合同元帳 E、それに対応する仕訳帳からは、以下の仕訳が行われたことがわかる<sup>85)</sup>。

82) 合同元帳 I に対応する普通仕訳帳 (IOR/L/AG/1/6/13, p.7) などに示されている。

83) ただし、元帳 B では、大きな商館が置かれている場合に限り、航海勘定から商館勘定へと残高を振替えたことがうかがえる。大きな商館が置かれた仕向地にはフォート・セント・ジョージ、ベンガル、ボンベイ、ヨーク・フォートなどがある。一方、モカ、ボルネオ、中国などには大きな商館が置かれていなかったこともあり、航海勘定が用いられた。

実際には、航海勘定や代理人勘定等でもその他の勘定からの多くの振替記入等が行われ、必ずしも貸借均衡しておらず、残高が発生している。なお、航海勘定、商館勘定ともに、元帳締切時に残高があれば後続の元帳の勘定へと繰り越されていったことがわかる。

84) 同社が1639年にマドラスの土地を獲得し、1640年にはフォート・セント・ジョージ（要塞）を建設した。



(借) Voyage in India ××× / (貸) フォート・セント・ジョージ商館 ×××

仕訳帳と勘定を確認すると、ベンガル湾とセント・ヘレナへと向けて、船舶 Darby 号によって、発送したことが記載され、それとともにフォート・セント・ジョージ商館によって保有される商品が払い出されたことがわかる。

一方、商品を受けとった側の仕訳はどうなるのか。フォート・セント・ジョージ商館からベンガル商館が商品を受取った場合については以下の仕訳となる。

(借) ベンガル商館 ××× / (貸) Voyage in India ×××

必ずしも、上記の発送の取引に対応した商品の受取ではないが、仕訳帳には商品を運んできた船舶名と商品などの金額とともに、ベンガル商館側の商品の受取が詳述された<sup>85)</sup>。先ほど示した商品発送の仕訳と異なり、商品を受け取る側の商館勘定が借方に、Voyage in India 勘定が貸方に仕訳されている。

このように、商館間における商品の発送と受取を記録する場合には、Voyage in India 勘定を介して行われ、商品の発送に際しては、発送側の商館を貸方に、Voyage in India 勘定を借方に仕訳を行う。一方で、商品の受取に際しては、借方に受取側の商館勘定を、貸方側には Voyage in India 勘定を仕訳していることがうかがえた。

図1 合同元帳Eにおける Voyage in India 勘定

Voyage in India (170丁)	
元帳Dからの繰越	別の地域からの受取
商館から別の地域への発送	元帳Fへの繰越

出所：IOR/L/AG/1/1/15, fol. 170 に基づき筆者作成。

85) 仕訳帳には商品ならびに発送のための船舶などの詳細が記載されている。「the value of Pagodaes 573206.16.9 they Debit us in their Books R beginning the May 1718 and Ending the 30 April 1719 for Goods Sent to the Bay of Bengale & St. Hellena for 12 mo. charges of fort St. George, for Goods Cost in the Ship Success & Madrassé Brigantine, for Interest of Money, for Bad Debits, and for what Lost By Sale of Europe & Indian goods viz. …… by Voyages in India viz. …… Sent to Bengale Per Ship Darby Pag. 91428.20.46 ……」(IOR/L/AG/1/6/9, p.77)。

仕訳帳には、仕訳の概要も記載されており、商館で記録されていた帳簿の記載内容が本社元帳へ写されていることがわかる。さらに、現地で記録される帳簿R (1718年5月-1719年4月末)に記入された記録が書き写されたことが見て取れる。

86) 仕訳帳には受取の詳細が記載されている。「received from Fort St. George Per Heathcote Pag. 321092, Per Mary Pago. 270739.10.9, Per Grantham 481876.13.6 ……」とある詳しくは、IOR/L/AG/1/6/9, p.80. を参照されたい。

## 第5節 合同東インド会社における輸出商品勘定の貸借差額の処理

### 第1項 勘定締切時の貸借差額の振替先

本節では輸出商品勘定の締切時に貸借差額がどこに振替えられるのか検討していく。拙稿 [2015] でも述べたが、17世紀中のロンドン東インド会社の元帳における輸出商品勘定の勘定締切時には貸借差額が生じる。これは、先行研究では特に指摘されてはいなかったが、主に船積みに際して利益が上乘せられたこと等によるものであった<sup>87)</sup>。

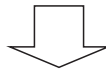
ロンドン東インド会社の元帳と合同東インド会社の元帳B（1705年6月-1709年4月）までは基本的に、その貸借差額は損益勘定へと振替えられていた。しかし、後続の合同元帳C（1709年5月-1714年6月）以降、商品の輸出に関する会計処理が異なっている。輸出商品勘定の締切時の貸借差額部分が Charges in India 勘定へと振替えられるようになった。貸借差額の処理に変更が見られたわけである。

例えば、銀勘定などをみても、合同元帳Bの銀勘定（Bullion：9丁）の貸借差額は、勘定の締切時に損益勘定へと振替が行われているが、後続する合同元帳Cの銀（Silver：155, 156丁）勘定では、貸借差額を Charges in India 勘定へ振替えている。これは、輸出商品である広幅布やリアル・オブ・エイトなど他の輸出商品でも同様である。

図2 輸出商品勘定における貸借差額の処理

- ロンドン東インド会社元帳B-K（1664-1713年）、合同東インド会社元帳B（1705-1709年）  
仕訳：（借）輸出商品 ××× / （貸）損益 ×××

輸出商品	
現金 or 人名勘定 (仕入)	商館勘定 or 航海勘定 (船積み)
損益勘定	



- 合同東インド会社元帳C-J（1709-1756年）  
仕訳：（借）輸出商品 ××× / （貸）Charges in India ×××

輸出商品	
現金 or 人名勘定 (仕入)	商館勘定 or 航海勘定 (船積み)
Charges in India 勘定	

出所：IOR/L/AG/1/1/2-17 などに基づき筆者作成。

87) 拙稿 [2015] 160-161頁。

なお、このとき、銀勘定の摘要欄には、「To Charges in India for Overvalued」と記入されており、Charges in India への振替額は、商品の輸出に伴い仕入単価よりも高い単価が付されたことにより生じた貸借差額であることがうかがえる<sup>88)</sup>。輸出商品における振替に際して生じた貸借差額の振替先の変更を仕訳に示すと次頁の図2のようになる。

上記のように、ロンドン東インド会社最古の元帳Bから合同東インド会社の元帳Bまでは、輸出商品勘定における貸借差額を損益勘定へと振替える処理が行われていたわけであるが<sup>89)</sup>、元帳C以降は、Charges in India 勘定へと振替えられるようになる。この変更はどういった意味合いがあるのだろうか。そこで、輸出商品勘定の貸借差額が振替えられることになる、Charges in India 勘定について検討する。

### 第2項 Charges in India 勘定への記入

合同元帳BのCharges in India 勘定には、取引に関する記入はほとんどなく、借方残高が合同元帳Cへと繰り越されたのみであるため、合同元帳Cの当該勘定をみていく。合同元帳C以降、基本的に輸出商品勘定の貸借差額がCharges in India 勘定へと振替えられている。

Charges in India 勘定では、借方、貸方ともに商館勘定を相手方とした記入が多く行われた。借方からみていこう。商館で生じた損失および商館に係る経費のようなもの、そして積荷の監督などに関して発生した手数料であろうか、いずれにしても商館における支出に相当するものが記入されている<sup>90)</sup>。

貸方も主に商館勘定を相手方とした仕訳が中心である。主に商館における収入等 (gain on Indian & Europe Goods や Rents & Revenues) が記入されている。

このように、Charges in India 勘定の借方には商館の支出や損失などが記入され、貸方には輸出商品の売上による収入などが記入されていた。つまり、輸出商品の振替から生じ

図3 合同元帳CにおけるCharges in India 勘定

178丁 Charges in India	
商館勘定 現金勘定 (商館の支出)	商館勘定 輸出商品勘定 (商館の収入)
損益勘定	

出所：IOR/L/AG/1/1/13, fol.178 に基づき筆者作成。

88) IOR/L/AG/1/6/7, p.168.

89) 先にも述べたように、元帳によっては資本勘定、損益勘定、(閉鎖)残高勘定への記入が一部未記入、あるいは、勘定の締切が行われていないケースも散見される。仕訳帳では一連の振替記入などが網羅的に行われてたが、元帳への記入が省略されていた。

90) IOR/L/AG/1/1/13, IOR/L/AG/1/6/8, p.124.

合同元帳Cに対応する仕訳帳なども確認した。

る貸借差額もまた、商館によるイギリスから運ばれた商品の売却にともなって生じた収入などと同等の扱いをされていることが考えられるのである。

### 第6節 おわりに

本稿では、18世紀前半のイギリス東インド会社（合同東インド会社）による商品輸出に関する会計処理を考察してきた。主に、商品を海外商館地へと輸出する際には、イギリスから商品を船積みするわけだが、その際に、本社元帳の中では商品勘定から航海勘定あるいは商館勘定などへと振替の記入が行われた。商品勘定からの振替に伴い、17世紀ロンドン東インド会社の本社元帳では主に利益が上乘せされ、その結果、各商品勘定の締切時に算出される貸借差額は損益として表示されていた。しかし、合同東インド会社の本社元帳（Bを除く）では、各輸出商品勘定の締切時における貸借差額は主に Charges in India 勘定へと振替えられていたことが明らかとなった。

Charges in India 勘定の借方には、商館の支出や損失など、一方、貸方には輸出商品の売上などによる収入などが記入されている。つまり、Charges in India 勘定へと振替えられた輸出商品勘定における貸借差額もまた、商館によるイギリスから運ばれた商品の売却にともなって生じた収入などと同等の扱いをうけていることがうかがえるのである。この貸借差額の振替先の変更は何を意味するのか。これについては、別稿において検討する。

### 参考文献

- Baladouni, V. [1983] “Accounting in the Early Days of the East India Company,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 10, No. 2, pp. 63-80.
- [1986a] “Financial Reporting in the Early Years of the East India company,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 13, No. 1, pp. 19-30.
- [1986b] “East India Company’s 1783 Balance of Accounts,” *Abacus*, Vol. 22, No. 2, pp. 59-64.
- [1990] “An Early Attempt at Balance Sheet Classification and Financial Reporting,” *The Accounting Historians Journal*, Vol. 17, No. 1, pp. 27-45.
- Bryer, R. A. [2000] “The history of Accounting and the transition to capitalism in England. Part two: evidence,” *Accounting, Organizations & Society*, Vol. 25, No. 4/5, pp. 327-381.
- Bowen, H. V. [1989] “Investment and Empire in the Later Eighteen Century: East India Stockholding, 1756-1791,” *The Economic History Review*, Vol. 42, No. 2, pp. 186-206.
- [1991] *Revenue and Reform: the Indian problem in British politics 1757-1773*, Cambridge.
- [1996a] *Elites, Enterprise and the Making of the British Overseas Empire, 1688-1775*, London.
- [1996b] “The East India Company During the Late Eighteenth Century: Problems and Possibilities for the Business Historian,” *Business Archives*, No. 72, pp. 1-14.
- Lincoln, M. and Rigby, N. (eds.) [2002a] *The East India Company: 1600-1858*, London and New York.
- Buchan, P. B. [1994] “The East India Company 1749-1800: The Evolution of a Territorial Strategy

- and The Changing Role of the Directors,” *Business and Economic History*, Vol. 23, No. 1, pp. 52-61.
- Chaudhuri, K. N. [1965] *The English East India Company: The Study of an Early Joint-Stock Company 1600-1640*, London.
- [1978] *The Trading World of Asia and The English East India Company 1660-1760*, Cambridge.
- Gardner, B. [1971] *The East India Company*, London (浜本正夫訳 [1989] 『イギリス東インド会社』リプロポート).
- Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies [1621] *The Lawes or Standing Orders of the East India Company*, England, (reprinted ed., Germany, 1968).
- Hunter, W. W. [1898] *A History of British India, Vol. I*, London.
- [1900] *A History of British India, Vol. II*, London.
- Marshall, P. J. [1968] *Problems of Empire: Britain and India 1757-1813*, London.
- [1997] “British Society in India under the East India Company,” *Modern Asian Studies*, Vol. 31, pp. 89-108.
- Moir, M. [1988] *A General Guide to The India Office Records*, London.
- Sainsbury, E. B. [1925] *A Calendar of the Court Minute etc. of the East India Company 1664-1667*, Oxford.
- [1929] *A Calendar of the Court Minute etc. of the East India Company 1668-1670*, Oxford.
- [1932] *A Calendar of the Court Minute etc. of the East India Company 1671-1673*, Oxford.
- [1935] *A Calendar of the Court Minute etc. of the East India Company 1674-1676*, Oxford.
- Scott, W. R. [1910] *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. II, Cambridge.
- SUGITA, Takeshi [2014] “The British East India Company’s Market Valuation in the Second Half of the Seventeenth Century (1664-1694)” *Fair Value Accounting in Historical Perspective*, Chapter 5, pp. 109-129, Moriyama Shoten Ltd, Japan.
- Winjum, J. O. [1970] *The Role of Accounting in the Economic Development of England: 1500 to 1750*, University Microfilms. Michigan, U. S. A.
- Yamey, B. S. [1949] “Scientific Bookkeeping and the Rise of Capitalism,” *The Economic History Review*, 2nd Series, Vol. I, No. 2 & 3, pp. 99-113.
- [1956] “Introduction,” in A. C. Littleton and Yamey, B. S (eds.), *Studies in the History of Accounting*, London, 1956, pp. 1-13.
- [1964] “Accounting and Rise of Capitalism: Further Notes on a Theme by Sombart,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 2, No. 2, pp. 117-136.
- [1970] “Closing the Ledger,” *Accounting and Business Research*, Vol. 1, pp. 71-77.
- [1977] “Some Topics in the History of Financial Accounting in England, 1500-1900,” in W. T. Baxter and Davidson, A. (eds.), [1977] *Studies in Accounting*, London. pp. 11-34.
- 浅田 実 [1984] 『商業革命と東インド貿易』法律文化社。
- 岩田 巖 [1955] 「二つの簿記学——決算中心の簿記と会計管理のための簿記——」『産業経理』第15巻第6号, 8-14頁。
- 大塚久雄 [1969] 『株式会社発生史論』岩波書店。

- 木畑洋一・秋田茂編著 [2011]『近代イギリスの歴史——16世紀から現代まで』ミネルヴァ書房。
- 小島男佐夫 [1965]『複式簿記発生史の研究 (改訂版)』森山書店。
- [1966]「元帳の締切法に関する一考察——大陸式と英米式について」『會計』第90巻第2号, 109-125頁。
- [1987]『会計史入門』森山書店。
- 杉田武志 [2009]「株式会社における内部監査の起源に関する考察——17世紀ロンドン東インド会社の監査の仕組み」『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 177-195頁。
- [2012]「17世紀ロンドン東インド会社における複式簿記導入の目的」『日本簿記学会年報』第27号, 95-105頁。
- [2013a]「17世紀における時価評価の実態——イギリス東インド会社の時価評価実務 (1664-1694)——」『歴史から見る公正価値会計——会計の根源的な役割を問う——』森山書店, 第5章所収, 81-102頁。
- [2013b]「一七世紀前半ロンドン東インド会社の監査人に関する史的考察」『會計』第184巻第2号, 69-83頁。
- [2014a]「初期株式会社における定期的な財務報告の実施——17世紀後半ロンドン東インド会社の資本評価 (1664・1671・1678年)——」『大阪経大論集』第65巻第2号, 251-278頁。
- [2014b]「17世紀後半ロンドン東インド会社における財務報告——資本評価と複式簿記の関係——」『會計』第186巻第3号, 52-66頁。
- [2015]「17世紀後半イギリス東インド会社における商品輸出の会計処理——商品輸出に伴う取得原価への利益の上乗せ——」『産業経理』第75巻第3号, 152-163頁。
- 鳥羽至英 [1995]「監査理論と監査史-3-ロンドン東インド会社における監査」『会計学研究』第21巻, 63-83頁。
- 中野常男 [2002]「イギリス東インド会社と企業統治——最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能——」『国民経済雑誌』第186巻第4号, 19-30頁。
- 西村孝夫 [1960]『イギリス東インド会社史論 (改訂版)』啓文社。
- 浜渦哲雄 [2001]『世界最強の商社——イギリス東インド会社のコーポレートガバナンス——』日本経済評論社。
- 村岡健次・川北稔 (編著) [2003]『イギリス近代史 (改訂版)』ミネルヴァ書房。
- 茂木虎雄 [1994]『イギリス東インド会社会計史論』大東文化大学経営研究所。

#### 参考・引用史料

- British Library, IOR/B/31, 35, Court Minutes, London.
- British Library, IOR/ H/4, Home Miscellaneous Series, London.
- British Library, IOR/L/AG/1/1/2-19, General Ledgers, 1664-1756, London.
- British Library, IOR/L/AG/1/5/1-16, General Cash Journals, General Commerce Journal, 1664-1756, London.
- British Library, IOR/L/AG/1/6/1, 4-13, General Commerce Journal, 1671-1673, 1694-1756, London.

(付記)

本稿は JSPS 科研費 26380631 による研究成果の一部である。